

議案第3号

鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の共同設置の廃止
に関する協議について

次のとおり鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の共同設置を廃止
することに関し協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定
により、議会の議決を求める。

令和6年3月5日 提出

日野町長 埴田 淳一

情報公開審査会、個人情報保護審査会に係る事務処理の委託先の変更について

1. 内容

日野町の情報公開審査会、個人情報保護審査会に係る事務は、現在「鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会」を県西部町村の12団体（日南町、日野町、江府町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、南部箕蚊屋広域連合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合及び日野病院組合）で共同設置し処理しているが、これを廃止し、令和6年4月1日より「鳥取県情報公開・個人情報保護審査会」に委託することとしているため、共同設置の廃止の協議を関係団体間ですること及び事務の委託に関する規約を定める協議を鳥取県とすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものである。

2. 経緯

個人情報保護法の令和3年改正に伴い、地方公共団体が個々に定めていた個人情報保護条例は国の個人情報保護法のもと、共通のルールで施行されることとなった。これに併せ、各市町村で（共同）設置している個人情報保護審査会についても、県内での共同設置が検討されていた。

また、情報公開審査会は個人情報保護審査会と類似の審査会であり、各市町村の条例に基づき設置・運営されているものとはいえ市町村の取扱に差異はないことから、情報公開審査会の共同設置を行うことで、効率的で適切な運用が期待できるとし、令和4年度に鳥取県町村会より鳥取県知事要望として実現を要請していた。

上記の結果、この度共同処理が実現できる運びとなったため、令和6年4月1日より県に共同処理を委託するとともに、これまで設置していた西部町村共同設置の事務処理団体を廃止することとする。

鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の共同設置の
廃止に関する協議書

日南町、日野町、江府町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、南部箕蚊屋広域連合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合及び日野病院組合（以下「構成団体」という。）は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定に基づき、次の条項により鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の共同設置を廃止する。

記

（廃止の理由）

第 1 条 令和 6 年 4 月 1 日から、構成団体の全部が鳥取県に対し、情報公開及び個人情報保護の審査会に係る事務を委託することに伴い、共同設置を廃止する。

（廃止の期日）

第 2 条 審査会の廃止の期日は、令和 6 年 3 月 31 日とする。

（財産の処分）

第 3 条 審査会の財産は、日南町、日野町、江府町、日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町に等分して分配する。

（文書の管理）

第 4 条 審査会の設置期間中の公文書は、廃止後は西部町村会が管理する。

（その他）

第 5 条 この協議書に定めのない事項で、審査会の廃止に関し必要な事項は、構成団体の長で協議して定めるものとする。

この協議を証するため、本書 11 通を作成し、押印の上、各 1 通を所持するものとする。

令和 6 年 月 日

日南町長 中村 英明

日野町長 塔田 淳一

江府町長 白石 祐 治

日吉津村長 中 田 達 彦

大山町長 竹 口 大 紀

南部町長 陶 山 清 孝

伯耆町長 森 安 保

南部箕蚊屋広域連合長 陶 山 清 孝

南部町・伯耆町清掃施設管理組合管理者

南部町長 陶 山 清 孝

日野町江府町日南町衛生施設組合管理者

江府町長 白 石 祐 治

日野病院組合管理者 塚 田 淳 一